



人事・労務に役立つ NEWS LETTER
事務所通信



発行: 社会保険労務士法人 上町労務

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-8-201

TEL:06-6948-6098 FAX:06-6948-6096 e-mail:and26360@nifty.com

**決定済み
適用待ちの改正**

令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和6年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

.....**令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率**.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

.....は変更あり（神奈川県以外は変更あり）

北海道	10.21%	石川県	9.94%	岡山県	10.02%
青森県	9.49%	福井県	10.07%	広島県	9.95%
岩手県	9.63%	山梨県	9.94%	山口県	10.20%
宮城県	10.01%	長野県	9.55%	徳島県	10.19%
秋田県	9.85%	岐阜県	9.91%	香川県	10.33%
山形県	9.84%	静岡県	9.85%	愛媛県	10.03%
福島県	9.59%	愛知県	10.02%	高知県	9.89%
茨城県	9.66%	三重県	9.94%	福岡県	10.35%
栃木県	9.79%	滋賀県	9.89%	佐賀県	10.42%
群馬県	9.81%	京都府	10.13%	長崎県	10.17%
埼玉県	9.78%	大阪府	10.34%	熊本県	10.30%
千葉県	9.77%	兵庫県	10.18%	大分県	10.25%
東京都	9.98%	奈良県	10.22%	宮崎県	9.85%
神奈川県	10.02%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.35%	鳥取県	9.68%	沖縄県	9.52%
富山県	9.62%	島根県	9.92%	—	—



2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.60% (1.82%から変更)
------	-------------------

⑥ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★神奈川県を除く46都道府県の都道府県単位保険料率と全国一律の介護保険料率に変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和6年度における改定は予定されていません。

**決定済み
施行待ちの改正**

労災保険率を改定 令和6年4月から

令和6年4月1日から、労災保険率、第2種特別加入保険料率、労務費率が改定されることになりました。そのポイントは、次のとおりです。

.....**令和6年4月からの労災保険率などの改定のポイント**.....

- 労災保険率を、業種平均で1,000分の0.1引き下げ（平均「1000分の4.5」→「1,000分の4.4%」）
全54業種（船舶所有者の事業を含む）中、17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなる。

- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定
……全25区分中、5区分で引き下げとなる（引き上げとなる区分はなし）。
- 請負による建設の事業に係る労務費率を改定
<労災保険率の改定について>
- 改定された業種の例
 - ・水力発電施設、ずい道等新設事業：1,000分の62→改定↘→1,000分の34
 - ・食料品製造業：1,000分の6→改定↘→1,000分の5.5
 - ・ビルメンテナンス業：1,000分の5.5→改定↗→1,000分の6
- 改定されなかった業種の例（各率を据え置き）
 - ・金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業：1,000分の88（最も高い労災保険率）
 - ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：1,000分の3
 - ・金融業、保険業又は不動産業：1,000分の2.5（最も低い労災保険率の一つ〔他に3業種〕）
 - ・その他の各種事業：1,000分の3

③これらは、メリット制の適用がない場合の労災保険率です。

★労働保険料の申告・納付（継続事業においては年度更新）に備えて、貴社の業種に適用される労災保険率の改定の有無などを確認しておく必要があります。お声掛けいただければ、こちらで確認いたします。

<補足>雇用保険率（例：一般の事業では1,000分の15.5）及び一般拠出金率（一律1,000分の0.02）については、令和6年度における改定は予定されていません。

改正予定

在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和6年4月から

厚生労働省から、令和6年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、2.7%の引き上げになります。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

……在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定(令和6年4月～)……

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額（支給停止調整額）が、「48万円」から「50万円」に改定されます。

～令和6年
3月

- ①賃金（賞与込み月収）+ ②年金の月額が、
- ・「48万円」超えないとき→年金の支給停止なし
 - ・「48万円」超えるとき → 年金を支給停止（超える額の2分の1を支給停止）



令和6年
4月～

- ①賃金（賞与込み月収）+ ②年金の月額が、
- ・「50万円」超えないとき→年金の支給停止なし
 - ・「50万円」超えるとき → 年金を支給停止（超える額の2分の1を支給停止）



<補足>上記の支給停止の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

★老齢厚生年金の受給権者である在職者について、年金が支給停止されないギリギリのラインで賃金を支払う場合は、賃金を2万円アップできるということになります。在職者の年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。

お仕事
カレンダー
3月



3/11

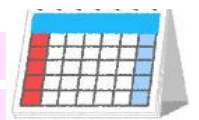
● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

● 2023年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限

4/1

- 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告



◆あとなぎ◆